

岩手県告示第171号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
経営支援課	信用保証事業支援費補助、中小企業災害復旧資金利子補給補助、中小企業災害復旧資金保証料補給補助、中小企業東日本大震災復興資金保証料補給補助、商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係る補助金に限る。）、中小企業連携組織対策事業費補助、商店街振興組合連合会指導事業費補助、個店経営力アップ応援事業費補助、中小企業被災資産修繕費補助、中小企業等復旧・復興支援事業費補助、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助及び高度化資金貸付事業費補助	経営支援課	信用保証事業支援費補助、中小企業災害復旧資金利子補給補助、中小企業災害復旧資金保証料補給補助、中小企業東日本大震災復興資金保証料補給補助、商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係る補助金に限る。）、中小企業連携組織対策事業費補助、商店街振興組合連合会指導事業費補助、個店経営力アップ応援事業費補助、中小企業被災資産修繕費補助、 <u>中小企業被災資産復旧事業費補助</u> 、中小企業等復旧・復興支援事業費補助、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助及び高度化資金貸付事業費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			